

令和5年度 第12回糸島市教育委員会会議録

(日 時) 令和6年3月26日(火) 15時27分から16時55分まで

(会 場) 糸島市役所 4階 庁議室

(出席委員) 山口 幸美委員(職務代理者)、松尾 実恵委員、宗 聖子委員、泊 義隆委員

(事務局出席者) 家宇治 正幸教育長

小嶋 智嗣子ども教育部長、成吉 伸一教育総務課長、吉永 政博学校教育課長、高橋 桂一生涯学習課長、福田 貴史学校教育課長補佐兼教育管理係長、中村 悠毅学校教育課教育支援係長兼指導主事、安部 祐子学校教育課教育指導係長兼指導主事、野口 順也学校教育課主幹兼指導主事、金子 剛教育総務課総務係長

(傍聴人) なし

1 会議事項

- (1) 会議録署名委員の指名
- (2) 教育長職務代理者の指定
- (3) 会議録の承認
- (4) 教育長の報告
- (5) 議事

議案第9号 学校その他の教育機関の設置について

議案第10号 糸島市教育相談室設置規程及び糸島市教育支援室設置規程を廃止する告示について

議案第11号 糸島市教育支援センター条例施行規則について

議案第12号 糸島市社会教育委員の委嘱について

議案第13号 糸島市立図書館協議会委員の任命について

議案第14号 第4期糸島市教育振興基本計画の策定について

2 報告事項

- (1) 糸島市青少年育成基金条例の廃止について
- (2) 令和5年度糸島市立小中学校教職員離任式及び令和6年度糸島市立小中学校教職員赴任式の開催について

3 その他

- (1) 各課業務の主な取組状況及び課題について
- (2) 教育委員から
- (3) その他

4 開会

(家宇治教育長)

本日の会議は、定足数に達しています。よって、本日の会議は成立いたしました。
これより、令和5年度第12回糸島市教育委員会会議を開会いたします。

(1) 会議録署名委員の指名

(家宇治教育長)

令和5年度第12回糸島市教育委員会会議の会議録署名委員に、糸島市教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、宗 委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

(2) 教育長職務代理者の指定

(家宇治教育長)

教育長職務代理者の指定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条の第2項の規定により、教育長職務代理者に山口 委員を指名いたします。よろしく願いをいたします。

(3) 会議録の承認

(家宇治教育長)

令和5年度第11回糸島市教育委員会会議の会議録の承認について、お諮りいたします。
事前に配付しています会議録の記載事項につきまして、何か訂正事項等がありましたら、ご指摘をお願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

ご異議がないようですので、会議録は承認されました。
松尾 委員におかれましては、会議終了後、会議録への署名をお願いします。

(3) 教育長の報告

(家宇治教育長)

それでは、私の方から報告させていただきます。

1つは、人事案件でございます。今日から教育委員として、西委員の後任に、すでに12月の議会の際に議会報告でしておりましたように、泊委員に就任いただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。また、教職員の人事異動については県のスケジュールに沿って

3回に渡り内示が行われております。

管理職等の異動につきましては、資料のとおりになっております。それから、いわゆる役職定年制度が始まりましたので、校長先生方は管理職としては定年になられますけれども、そのまま教諭として勤務をしていただくことを報告します。

また、教育委員会内部の事務職員でございますが、資料のと通りの人事異動となります。

2点目ですが、3月の学校の状況ですが、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症につきましては、落ち着きを取り戻しており、現在、学級閉鎖等はありません。

また、小中学校の卒業式も無事終了いたしました。各学校に出向いてもらいまして、告辞を読み上げていただきありがとうございました。卒業式に関しては、式としての厳粛性を維持することが一つ。それから、学校規模による学校の独自性というのを出していただくのも一つ。3点目として、式全体を1時間程度に縮小しています。従前は、小学校の子どもたちを2時間近く拘束するような状況で、子どもが体調を崩したりするようなこともありました。これをまた元に戻すということがないように、できるだけ1時間程度で収めていく形で実施をしております。まだまだ改善の余地はありますが、これを守りながら、今後も実施をしていただきたいと思っています。

次に、修了式ですが、今まで校長先生が校内放送で行う形をとっていましたが、4年ぶりに集合形式で実施できたとの報告を受けており、従前に戻ってよかったと思っています。

それから、中学3年生の進路につきましては、昨年までと同様に4月の教育委員会会議の中で報告をさせていただきます。

次に3月議会です。教育委員会の方から2議案並びに令和5年度及び6年度の補正予算を提出しております。また、令和6年度の当初予算については予算特別委員会で審査をいただき、すべて可決をいただいています。その他に一般質問が1件ありました。これにつきましては、私の報告に引き続きまして小嶋部長から報告をいたします。

これで、私からの報告を終わらせていただきます。

(家宇治教育長)

何か、ご質問がありましたらお願いします。

ないようでしたら、引き続き、小嶋部長から議会の報告をいたします。

(小嶋子ども教育部長 説明)

(家宇治教育長)

子ども教育部長の説明が終わりました。

令和6年度の予算額ですが、今まで教育費の占める割合が当初予算の段階で、10%を超えたことはありませんでしたが、補正で前倒しをしたこともあり、割合は少し低くなりましたが、初めて当初の段階で10%を超えました。また、中学校の部活動の在り方については、部長が説明したとおり、市の中学校部活動推進方針を令和6年度には策定しなければいけませんので、また審議をよろしくお願ひしたいと思います。

何か、ご質問がありましたらお願いします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

ないようですので議事に入らせていただきます。

(4) 議事

(家宇治教育長)

それでは、議事に移ります。

議案第9号 学校その他の教育機関の設置について を議題といたします。

事務局から提案理由及び議案説明を行います。

(吉永学校教育課長 説明)

(家宇治教育長)

事務局の説明が終わりました。

質問並びに意見がありましたら、お願いします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

ないようですので、質問並びに意見を終結いたします。

これより、本議案に対する採決を行います。

本案に対し、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員全員)

挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。

よって、議案第9号 学校その他の教育機関の設置については、原案のとおり可決されました。

(家宇治教育長)

それでは、次に議案第10号 糸島市教育相談室設置規程及び糸島市教育支援室設置規程を廃止する告示について を事務局から提案理由の説明を行います。

(吉永学校教育課長 説明)

(家宇治教育長)

事務局の説明が終わりました。

これまでは、教育センターの中に、規程によって相談室と教育支援室を個別に設置していましたが、令和6年度から、新たに教育支援センターを設置し、設置条例の施行規則中に相談室と教育支援室を明確に位置付けましたので、従前の規程を廃止するものです。

質問並びに意見がありましたら、お願いします。

(家宇治教育長)

ないようですので、質問並びに意見を終結いたします。

これより、本議案に対する採決を行います。

本案に対し、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員全員) 挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。

よって、議案第10号 糸島市教育相談室設置規程及び糸島市教育支援室設置規程を廃止する告示については、原案のとおり可決されました。

(家宇治教育長)

それでは、次に議案第11号 糸島市教育支援センター条例施行規則について を事務局から提案理由の説明を行います。

(吉永学校教育課長 説明)

(家宇治教育長)

事務局の説明が終わりました。

先ほど規程を廃止した部分が、この施行規則の中の第3条の中に教育相談室、教育支援室及び子どもの居場所「みなも」を置くという形で規定しています。

質問並びに意見がありましたら、お願いします。

(山口委員)

第6条に関してですが、スクールカウンセラーが設置されますが、このスクールカウンセラーは、今、学校に配置されている県費スクールカウンセラーとは別に、常駐のスクールカウンセラーを配置するとうことですか。

(中村学校教育課教育支援係長兼指導主事)

ここで言うスクールカウンセラーは、不登校対策強化事業で県からの補助金を受けて、昨年度の途中から市費で任用しているスクールカウンセラーを指しますので、県費スクールカウンセラーとは別のものです。

(家宇治教育長)

他にございませんでしょうか。

(泊委員)

第2条第2項第4号の、その他の教育支援に関することというのは、具体的にはどういうことを想定していますか。

(中村学校教育課教育支援係長兼指導主事)

第2条第2項では、教育的な支援ということで、不登校対応指導員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー及び教育相談室支援員が主に行う業務を記しておりますが、それ以外にも、教育支援センターや特別支援学校との連携など幅広く想定しています。

(家宇治教育長)

他にございませんでしょうか。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

ないようですので、質問並びに意見を終結いたします。

これより、本議案に対する採決を行います。

本案に対し、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員全員) 挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。

よって、議案第11号 糸島市教育支援センター条例施行規則については、原案のとおり可決されました。

(家宇治教育長)

それでは、次に議案第12号 糸島市社会教育委員の委嘱について を事務局から提案理由の説明を行います。

(高橋生涯学習課長 説明)

(家宇治教育長)

事務局の説明が終わりました。

質問並びに意見がありましたら、お願いします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

ないようですので、質問並びに意見を終結いたします。

これより、本議案に対する採決を行います。

本案に対し、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員全員) 挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。

よって、議案第12号 糸島市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

(家宇治教育長)

それでは、次に議案第13号 糸島市立図書館協議会委員の任命について を事務局から提案理由の説明を行います。

(高橋生涯学習課長 説明)

(家宇治教育長)

事務局の説明が終わりました。

質問並びに意見がありましたら、お願いします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

ないようですので、質問並びに意見を終結いたします。

これより、本議案に対する採決を行います。

本案に対し、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員全員) 挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。

よって、議案第13号 糸島市立図書館協議会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

(家宇治教育長)

それでは、次に議案第14号 第4期糸島市教育振興基本計画の策定について を事務局から提案理由の説明を行います。

(吉永学校教育課長 説明)

(家宇治教育長)

事務局の説明が終わりました。

質問並びに意見がありましたら、お願いします。

(松尾委員)

計画策定にあたり、生徒から意見聴取された件について、とても興味深かったことと、英語に対してものすごく興味が高いなど、そして、施策8「グローバル化社会に主体的に関わる人材の育成」という中で、英検に対してものすごく興味があるなどというのも思います。

そこで、中学校の英語の先生で2017年以降に英検を受けた先生が何人いるのか調べていただけないでしょうか。

なぜ2017年以降かというと、2017年以降から、英検が世界基準の英語検定にするために改革を行ってきていて、例えば、3級では主観的、準2級から客観的に書く英作文が入るようになりました。昔は文法的な問題がとても多かったのですが、今では全体の2割程度です。ポキャブラリーや会話文、長文読解、英作文などもう1段階上のレベルを問われているわけです。

やはりそういった意味では、フォローする先生方がどれだけ英検に関する知識を持っているのが重要になると思いますので、ぜひ、調べていただきたい。

それから、英検を受験するメリットの一つに、公立高校や大学の入試問題の出し方とリンクしていることが挙げられます。英検に向けて勉強することは、受験勉強することにもつながり、プラスになることはあってもマイナスになることはないと思います。英検に向けて勉強することは、英語力をつける1つの要因にもなりますけど、受験対策にもなるので推進してあげると、英検を受けてみたいなという人たちが増えるのではないかと思います。

(家宇治教育長)

確かに英検が1つの大きな力になることは分かっているのですが、市教育委員会の所管は義務教育です。そして、すべての子どもが英検を受験するわけではありません。また、学習

指導要領に則って日常の教育活動をやっていますので、それにプラスアルファで英検を受ける子どもたちの支援をしているということにご理解いただきたいというのが1つ。

もう1つは、現在の教員採用に英検が入っているのかということ、そうではないというのが現実です。英文を書くことはあるかもしれませんが、それが大きく採用に左右されるわけはありません。そのため、この調査そのものは、なかなか難しいということをご理解いただけないでしょうか。

ただ、英検がどういうものであるかを学校の先生方に理解していただくことは大事なことです。それは英語の教科等研であるとか、先生方の研修の中で取り扱うことができると思いますので、やっていきたいとは思っています。

ただし、しっかりと義務教育だということを前提としながら少し区別をして扱いたいと思います。

(家宇治教育長)

他にございませんでしょうか。

(泊委員)

中学生からの意見一覧表を見て気になったのですが、この基本計画はホームページとかで公開されると思うのですが、中学生の意見を聞いた項目にはマーキングとかできないですか。

要するに、この施策については中学生の意見を取り入れていることを市民の方に知ってもらうと、中学生も計画策定に参画していることが分かるような気がしますが、それはできませんか。

(小嶋子ども教育部長)

その点については検討させていただきたいと思います。

国は子どもに関する計画策定などにおいて、子どもの意見を聞くよう方針を示していますが、同時に、意見の取り方については、ケースによって様々な手法を考えるとされています。

今回の計画策定に対して寄せられた意見をどのように表記するか、1つの方法としては、このいただいた意見を別にホームページに載せるなど、いろいろな手法が考えられると思いますので、表示の仕方については検討させていただきます。

(泊委員)

できる限り子どもたちの意見を聞いていただいて、子どもたちが今興味を持っている部分が政策の中に入っていることが市民の方に分かるようにすると、子どもたちもでき上がったときには、自分たちの意見が反映されていると分かり、それがやはり市民が作っていくという観点になると思いますので、できる限り進めていただければと思います。

(小嶋子ども教育部長)

もう1点補足させていただきますと、いただいた意見は指導主事が分析しましたが、今回策定する計画案の変更を要するまでには至りませんでした。そのため、ここにこの意見を反映しました、というような表記は難しいと思います。

ただし、先ほど申し上げたように、この施策にはこのような意見が寄せられた、したがって、この施策を実施していくうえで、意見をしっかりと踏まえて実施していきます、というよ

うな表示はできると思います。

(泊委員)

できる限り、子どもたちが参画していることが見えるような形が望ましいと思いますので、よろしく願いいたします。

(家宇治教育長)

今回の計画の中には、子どもたちの意見を既に取り入れている項目もあります。そのことも含めて示し方は検討させていただき、後日に報告をさせていただきたいと思います。

(家宇治教育長)

他にございませんでしょうか。

(山口委員)

私も生徒の意見聴取のところ、施策1のところですけど、糸島市以外の実績のある学校が挙がっているのですが、子どもたちはどういうところが、実績がある学校として捉えているのですか。具体的な地域や学校名が出ていましたら教えていただきたい。

(安部学校教育課教育指導係長兼指導主事)

子どもたちから具体的な場所や地域が出てきたわけではございません。これは二丈地区の中学校で県の事業として実施している、『学級づくりと最適な学習の確かな学力の育成事業』とも繋がっています。その他にも福岡県内にたくさんの学校が実施をしていますので、そういった地区も取り入れていきたいという意味で、このような回答を作成しています。

(家宇治教育長)

他にございませんでしょうか。

(宗委員)

私も子どもの意見は大事だなと思います。やはり私たちの視点にないところで、意見が飛び交うなんてちょっと感心したところです。

施策21では、「安心して登校できるように通学路の環境を整備してもらいたい」と本当に子どもたちは思っていると思います。

子どもたちも安心して登校したいと思った箇所が必ずあるから、この意見が出たのではないかなと思います。

先日ですが、小さい子が消えかかった横断歩道を渡っていて、車と接触したことがありました。横断歩道を渡っていたら、本来なら車は一旦、止まらないといけないはずですが、線が消えかかっていたら、天候にもよりますが、時間体によっては見えにくいということもあります。学校付近の渡る場所とかの環境整備を検討していただけたらと思います。

(吉永学校教育課長)

その件につきましては、随時、学校の方から要望が出ており、市長部局の建設課に伝えていきます。

また、横断歩道の設置については、公安委員会の管轄になりますので、こちらからも上申しています。

定期的には検査していますが、地域の方とか行政区の方の声として、学校教育課に連絡いただければ幸いです。

(家宇治教育長)

横断歩道の設置などは、どうしても地域の要望が必要になります。公安委員会の方で検討して設置をしていきますが、交通関係については全体的に要望が非常に多いそうです。そういう状況がありますので、なかなか早く作るのが難しいところではありますが、教育委員会として要望はきちんと聞いていきたいと思います。

(家宇治教育長)

その他ございませんか。

(松尾委員)

施策5の生命を育む食育の推進。生徒の意見で、朝食を食べてこられなかった人のために、学校で簡単な軽食を取れるようにすると、朝食を食べる割合が上がるというご意見を読んで思ったのですけれども、生徒にご飯食べているか話をした時、朝ご飯食べてないと言った生徒がいました。

朝食を食べずに、お腹がすいていると学校に行きたくなくなったり、気力がなくなったりして、不登校になってしまうので、不登校防止にもなると言われています。

最近、共働きが多くなって、朝食を食べない生徒が増えてきているのかなと思いました。学校で食べさせることは別の話になってくるとは思いますけれども、不登校防止にもなるという話が私の中で頭の中に残っています。それも今後の課題として考えていかなければならないと、生徒の意見を見て思いました。

(家宇治教育長)

そういう意見もあるということですが、これを義務教育で措置するというようなことはできません。そこに対して、教育委員会が保障することはないと思います。ご理解いただきたいと思います。

(安部学校教育課教育指導係長兼指導主事)

食育の中で、子どもたち自身が朝食を食べることの大切さを学習していくということを推進し、栄養がどのように影響するかということも学習し、食生活や自立的能力を育てていきたいと思います。

(泊委員)

基本計画の13、14ページに施策の一覧表があり、21項目の取組みをする事業名が記載されていますが、これと別に指標が57ページから記載されています。

別のこととは思いますが、学校自己評価などで、こういう取組みを行った結果、指標を達成できたなど、事業一覧表みたいな補足資料とかを作る予定はありませんか。

(吉永学校教育課長)

13、14ページについては、基本方針を達成するための具体的な取組みということで掲載しており、これを取組むことによって、指標を達成できることを示させていただいています。

例えば1つの取組みに対して、1つの指標があるというものではないということをご理解いただけたらと思います。また、一覧表を作成するかについては、わかりにくいとか、理解しづらいというのであれば是正する必要があると思いますので、今いただいたご意見を参考

にさせていただきます、よりよいものにしていきます。

(成吉教育総務課長)

計画書の3ページをご覧いただきたいと思いますが、ここに計画の進行管理と評価ということで載せております。

基本目標に基づいて実施する施策については、その実現に向けた数値目標を設定し、定期的な点検とその成果の評価による進行管理を毎年実施いたします。その点検結果等評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、報告書を翌年度に作成し、教育委員会に付議し、議会に報告した後にホームページで市民に公表しております。

教育委員会会議につきましては、概ね毎年8月の会議に今言われました一覧表で、どういう施策で、どういう取組みをして、年度ごとにどういう評価していたのかということをもとめて、1つは九州大学大学院の田上教授にその評価をいただいて、その評価も含めて全部ご報告を行っています。

具体的な指標が、次に動く施策として繋がっていったって、評価をしていただくというための1つの目標という形で掲げさせていただいておりますが、毎年評価をさせていただいて、市民の方にも公表していくような形をとらせていただいているところです。

(泊委員)

例えば、最初の政策の1つで確かな学力を育てるところで、例えば、「中学校の1年生で35人学級にする」という取組は、当然実施できていて、継続するため、これが指標には出てこないのだろうと思いますが、それ以外のところで、この施策はこの指標のリンクしている、ということが分かるような形でまとめていただけると、一般に公開されても分かりやすいのではないかなと思います。すべてがリンクすることは難しいかもしれないことはよく分かっております。

(成吉教育総務課長)

先ほど言われたような取組と指標が1つの表になって、それがどのように展開して、どういう達成状況にあるのか報告書を毎年まとめさせていただき、どのように進捗しているのか、について市民の方にも公表しています。

(家宇治教育長)

必ず年度ごとに報告しなければならなくなっておりますので、そこのところは取り組んでいきたいと思っております。また、その評価のときにご意見いただけると次に繋がっていくと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(家宇治教育長)

その他ございませんか。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

ないようですので、質問並びに意見を終結いたします。

これより、本議案に対する採決を行います。

本案に対し、賛成の委員の挙手を求めます。

(委員全員) 挙手

(家宇治教育長)

挙手全員であります。

よって、議案第14号 第4期糸島市教育振興基本計画の策定については、原案のとおり可決されました。

(5) 報告事項

(家宇治教育長)

議事が終了しました。報告に移ります。

報告① 糸島市青少年育成基金条例の廃止について を生涯学習課から報告させます。

(高橋生涯学習課長 報告)

(家宇治教育長)

何かご質問がございましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

ないようなので、次に移ります。

(家宇治教育長)

次に、報告② 令和5年度糸島市立小中学校教職員離任式及び令和6年度糸島市立小中学校教職員赴任式の開催について を教育総務課長から報告をさせます。

(成吉教育総務課長 報告)

(家宇治教育長)

何かご質問がございましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

ないようなので、報告を終わり、次に移ります。

(6) その他

(家宇治教育長)

それでは、各課業務の主な取組状況について、各課長から順次報告させます。

(成吉教育総務課長、吉永学校教育課長から報告)

(家宇治教育長)

各課からの報告について、質問がありましたら、お願いいたします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

ないようですので、委員の皆様から何かありましたらお願いします。

(委員全員)

なし。

(家宇治教育長)

ないようですので、その他を終了いたします。

(家宇治教育長)

次回会議の日程ですが、次回の会議は、4月26日(金)に予定しています。

以上をもって、第12回糸島市教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。

糸島市教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、ここに署名する。

教育長

家宇治 正幸

委員
(教育長指名委員)

泉 聖子